

北部浄化センター改築更新工事
実 施 方 針

平成20年9月

大 牟 田 市

目 次

はじめに.....	1
1. 本工事の概要.....	2
1.1 工事の目的.....	2
1.2 工事内容に関する事項.....	2
1.2.1 工事名称.....	2
1.2.2 公共施設等の管理者の名称.....	2
1.2.3 対象施設の位置.....	2
1.2.4 対象施設及び対象業務.....	2
1.2.5 事業方式.....	2
1.2.6 工事期間.....	3
1.2.7 工事スケジュール.....	3
1.2.8 遵守すべき関係法令等.....	3
2. 事業者の募集及び選定に関する事項.....	4
2.1 事業者の募集及び選定方法.....	4
2.1.1 事業者の募集及び選定.....	4
2.1.2 委員会の設置.....	4
2.2 事業者参加資格に関する事項.....	4
2.2.1 応募者の構成等.....	4
2.2.2 応募者の入札参加資格要件.....	5
2.2.3 入札保証金.....	6
3. 事業者選定のスケジュール等.....	7
3.1 募集及び選定の日程（予定）.....	7
3.2 実施方針に関する施設見学及び質問等.....	7
3.2.1 施設見学及び資料の閲覧.....	7
3.2.2 実施方針に関する質問・意見受付及び回答公表.....	8
3.3 入札説明書等に関する説明会.....	8
4. 事業者の責任の明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	8
4.1 工事契約に関する基本的な考え方.....	8
4.2 本工事で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方.....	8
4.3 対象業務における要求水準.....	9
4.4 本市による工事の実施状況のモニタリング.....	9
4.5 サービスに対する対価の支払い.....	9
5. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	9
5.1 施設の立地条件.....	9
5.2 施設の規模等.....	10
5.3 既存設備等の使用に関する事項.....	11

5.4 施設の整備要件等	11
6. 本工事の継続が困難となった場合の措置に関する事項	11
6.1 事業者の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合	11
6.2 その他の事由により工事の継続が困難となった場合	11
7. 許認可等の取得に関する事項	11
8. その他必要な事項	11
8.1 本工事に係る情報の提供方法	11
8.2 募集の中止等	11
8.3 落札者を決定しない場合	11
9. 応募に当たっての費用の負担	11
10. 提出書類の取扱い	12
10.1 著作権	12
10.2 提出書類の返却	12
10.3 特許権等	12
11. 環境への配慮	12
12. 本工事に関する問合せ先	12
【別紙 1】 リスク分担表	13
【様式 1】 施設見学・資料閲覧 申込書	14
【様式 2】 実施方針に関する質問書	15

対象設備位置図

はじめに

大牟田市の下水処理は、市北部地区を北部浄化センター（昭和 50 年供用開始）、市南部地区を南部浄化センター（平成 12 年供用開始）の 2 箇所で行っている。

北部浄化センターは、これまで 30 年以上にわたり小規模な部品取替え並びに修繕等を行いながら運転を継続してきたが、水処理設備は老朽化により安定的な運転に懸念が生じてきた。そこで、施設の再構築を行い適正な処理水質を確保することを目標に、当初設置の機械及び電気設備を中心に抜本的な設備の改築更新工事を行うこととした。なお、汚泥処理については、南部浄化センターでの一括処理が効率的であるため、現在は消化汚泥を南部浄化センターに送泥後脱水処理しており、今回の対象に含まない。

また、大牟田市では、終末処理場に加え、ポンプ場等の下水道施設も近年中に全面的な更新時期を迎えることから、厳しい財政状況下において、効率的な施設整備、事業運営の実施並びに改築更新工事における民間活力を利用した整備手法の採用や、維持管理部門の包括的委託等の導入が急務となっている。

以上のことから、今回の北部浄化センターの改築更新工事は、民間事業者の持つノウハウや創意工夫により効率的かつ経済的な手法である設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）を採用することとした。なお、今後は大牟田市の下水道全施設の包括委託を予定していることから、今回の工事には南部浄化センターを中核とした遠方監視・制御が可能となる設備を含むものとする。

本実施方針は、大牟田市（以下「本市」という。）が北部浄化センター改築更新工事（以下「本工事」という。）を実施するにあたって、本工事の概要及び本工事を委託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定に関する方針を定める。

1. 本工事の概要

1.1 工事の目的

大牟田市北部浄化センターは、昭和 50 年の供用開始後、約 33 年が経過しており、水処理施設を中心とした機械・電気設備の改築更新工事を平成 21 年 4 月以降に実施する予定である。

本工事は、将来にわたり安定的かつ効率的な施設整備並びに管理運営の実現と更なるコスト縮減を目的に、民間事業者の技術及びノウハウ等を用いた性能発注による設計・施工一体型の事業方式（以下「DB 方式」という。）により、総合評価一般競争入札方式で実施する。

1.2 工事内容に関する事項

1.2.1 工事名称

北部浄化センター改築更新工事

1.2.2 公共施設等の管理者の名称

大牟田市企業管理者

1.2.3 対象施設の位置

大牟田市大字手鎌 1856 番地 大牟田市北部浄化センター内

1.2.4 対象施設及び対象業務

(1) 対象施設

北部浄化センターにおける水処理施設を中心とした以下の機械及び電気設備を対象とし（「対象設備位置図」P16 を参照）、汚泥処理施設は、改築更新の対象外とする。

反応タンク：散気装置、ゲート設備

最終沈殿池：汚泥掻寄機、汚泥引抜設備及びゲート設備

消毒設備及び砂ろ過設備

自家発電設備、中央監視設備及び更新対象水処理電気設備

遠方監視制御設備（接続先：南部浄化センター）

受変電設備及び照明設備

(2) 対象業務

(1)の設計及び建設業務

1.2.5 事業方式

本工事は、DB 方式で実施する。実施にあたっては、国土交通省の公共下水道事業費補助を受けられることを予定しており、必要な資金は本市が調達する。

1.2.6 工事期間

契約締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までを工事期間とする。

1.2.7 工事スケジュール

工事スケジュールは、次のとおりである。

項 目	予 定
工事契約の締結	平成 21 年 3 月
設計及び建設の着手	平成 21 年 4 月
建設完了、試運転及び契約完了	平成 23 年 3 月

1.2.8 遵守すべき関係法令等

本工事を実施するに当たって、事業者が遵守すべき法令等は以下のとおりである。

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

福岡県及び大牟田市の関連条例

その他本工事を実施するにあたり必要とされる関係法令等

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定方法

2.1.1 事業者の募集及び選定

事業者の募集及び選定は、競争性及び透明性の確保を目的として総合評価一般競争入札方式(地方自治法施行令第167条の10の2)により実施する。なお、事業者の選定手続きは、以下のとおりとし、詳細は、入札説明書等において公表する。

(1) 入札参加資格確認

入札参加資格について、本市の入札参加資格有資格者であること並びに一定の実績を有すること等を確認する。

(2) 提案内容の審査

上記(1)で確認された応募者から、具体的な業務の実施方法や工事費等についての提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面のほか、ヒアリングを通じて行う。(ヒアリングの詳細は、入札説明書において示す。)

2.1.2 委員会の設置

事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「北部浄化センター改築更新工事審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、応募者の提案内容の評価を行い、本市は委員会の評価結果をもとに落札者を決定する。

2.2 事業者参加資格に関する事項

2.2.1 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

応募者は、単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業等により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。

応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本工事の実施に関して、各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加の申請及び入札手続きを行う。

応募グループは、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに携わる業務を明らかにすること。

入札参加資格確認のための申請書類(以下「参加資格確認申請書」という。)の提出後、参加の意思を表明した応募グループの代表企業及び構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り構成員の変更を認める。

応募企業及び応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員にはなれない。

工事を行う企業は、本施設の工事を行う目的で共同企業体(以下「建設JV」という。)を結成するものとする。(ただし、下記2.2.2(2)に定める要件を満たし、工事を1社で行い得る場合は建設JVを結成する必要はない。)

2.2.2 応募者の入札参加資格要件

(1) 共通の入札参加資格要件

「大牟田市指名停止等措置要綱」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
次の法律の規定による申立がなされていない者であること。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。

大牟田市に未納の税額がないこと。

事業者の募集及び選定に係るアドバイザリー業務に関わっている法人又はその関連会社事業者の募集及び選定に係るアドバイザリー業務受託者及び受託者の関係会社は、応募企業又は応募グループの一員となることはできない。

なお、事業者の募集及び選定に係るアドバイザリー業務受託者は日本上下水道設計株式会社である。

(2) 各業務における入札参加資格要件

応募企業又は応募グループは、本施設の設計及び工事の各業務を行うものとして、以下の各項目の要件区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項目の要件を満たす者は、当該複数の項目の業務にあたる者を兼ねることができる。

設計に関する要件

設計業務の履行にあたり、業務の実施期間中、管理技術者を当該工事に配置できること。管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者若しくはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の有資格者であり、下記のいずれかの業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

ア 技術士（総合技術監理部門（選択科目：下水道））

イ 技術士（上下水道部門（選択科目：下水道））で平成 12 年度以前の試験合格者

ウ 技術士（上下水道部門（選択科目：下水道））で平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に 4 年以上従事し、かつ同種及び類似業務の実績を有する者

エ APEC エンジニア（専門部門は、技術士に求めた選択科目と同様とする。）の場合には、業務に該当する部門に 4 年以上従事し、かつ同種及び類似業務の実績を有する者

オ RCCM（技術部門：下水道）の場合には、同種・類似業務の実績を有する者

カ 上記の資格を有しない技術者の場合には、7 年以上の実務経験を有したうえで同種及び類似業務に 4 年以上従事し、かつ同種及び類似業務における管理技術者の実績を有する者

建設に関する要件

建設を実施する企業（プラント設備企業（機械・電気）及び関連工事企業）は、次の要件を満たすこと。

ア プラント設備企業（機械）は、国内の終末処理場において概ね 8,000m³/日最大以上の下水処理能力を有する水処理施設の設置実績を有すること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、プラント設備企業（機械）は機械器具設置工事若しくは水道施設工事、プラント設備企業（電気）は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

ウ 本市の平成 20 年度大牟田市指名競争入札参加資格者格付名簿に登録されていること。

エ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P 点）が、プラント設備企業（機械）においては機械器具設置工事について 900 点以上若しくは水道施設工事について 900 点以上、一方、プラント設備企業（電気）においては電気工事について 900 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

(3) 入札参加資格の確認基準日等

入札参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の受付締切日とする。

入札参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出までの間、応募企業又は応募グループの構成員が 2.2.2 (1) (2) に示す入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は参加することができない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、2.2.2 (1) (2) の入札参加資格要件に該当する構成員と変更し、入札に参加することを認める。

入札書類の提出の翌日から落札者決定日までの間、応募企業又は応募グループの構成員が参加資格を欠くに至った場合、当該応募者を落札者決定の審査対象から除外する。

2.2.3 入札保証金

入札保証金は免除する。

3. 事業者選定のスケジュール等

3.1 募集及び選定の日程（予定）

事業者選定のスケジュールは、以下のとおりである。

項 目	日 程
実施方針の公表	平成 20 年 9 月 9 日
第 1 回質問受付	平成 20 年 9 月 9 日 ～ 9 月 16 日
第 1 回施設見学及び資料の閲覧	平成 20 年 9 月 16 日 ～ 9 月 26 日
第 1 回質問回答	平成 20 年 9 月 24 日
公告（入札説明書、要求水準書及び審査基準書の公表）	平成 20 年 10 月上旬
参加意思表明書、参加資格確認申請書及び入札説明会参加申込書の受付締切	平成 20 年 10 月中旬
入札説明会	平成 20 年 10 月中旬
入札参加資格の確認通知	平成 20 年 10 月下旬
応募書類記載要領、様式集、契約書（案）の交付（入札参加有資格者のみ）	平成 20 年 10 月下旬
第 2 回施設見学及び資料の閲覧	平成 20 年 10 月中旬 ～ 10 月下旬
第 2 回質問受付	平成 20 年 10 月中旬 ～ 10 月下旬
第 2 回質問回答	平成 20 年 11 月上旬
提案書等の受付締切	平成 21 年 1 月上旬
提案書等のヒアリング期間	平成 21 年 1 月中旬
委員会の開催	平成 21 年 1 月下旬
落札者決定の通知	平成 21 年 1 月下旬
契約締結	平成 21 年 3 月下旬

3.2 実施方針に関する施設見学及び質問等

3.2.1 施設見学及び資料の閲覧

本工事に該当する施設の見学並びに資料の閲覧を以下のとおり行う。なお、施設見学及び資料の閲覧は、事前にメールにて申込書（様式 1）により申込みを行うこと。（見学日時は、希望に添えない場合がある。）

- ・開催期間 平成 20 年 9 月 16 日（火）から 9 月 26 日（金）まで
（土日祝日を除く 9：00 から 17：00 まで。なお、説明は行わない。）
- ・開催場所 北部浄化センター及び南部浄化センター
（資料の閲覧は、南部浄化センター管理棟で行う。）

3.2.2 実施方針に関する質問・意見受付及び回答公表

実施方針に関する質疑応答及び意見受付は、以下の要領により行う。

(1) 質問及び意見の受付

ア 受付期間 平成 20 年 9 月 9 日（火）から 9 月 16 日（火）17 時まで

イ 提出方法

質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書（様式 2）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。なお、ファイル形式は Microsoft Excel 形式とし、PDF 等は不可とする。宛先は、「12. 本工事に関する問合せ先」に示すとおりである。

意見を記入する場合は、「質問項目」欄に「意見」と記載の上、内容を記入すること。

(2) 回答の公表

平成 20 年 9 月 24 日（水）

質問に対する回答は、本工事に係るホームページを通じて行う。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。また、提出された意見は、原則として公表しない。

大牟田市のホームページ

【URL:<http://www.city.omuta.lg.jp/kigyokyoku/gesuidou/hokubu-t.html>】

3.3 入札説明書等に関する説明会

本工事に応募しようとする事業者等に対して入札説明会を開催し、工事に係る情報提供、工事における基本的な考え方等を提示する。

4. 事業者の責任の明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 工事契約に関する基本的な考え方

本市は、落札者と設計工事一括請負契約（以下「工事契約」という。）を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から工事契約締結日までの間、落札した企業若しくは応募グループの構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と工事契約を締結しない場合がある。

4.2 本工事で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

本工事においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府公示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考えに基づきリスクを分担する。

リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、本市が行う業務に係るリスクは本市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクは、この限りでない。

(2) 本工事で予想されるリスク

本工事で予想されるリスクについて、本市と事業者の分担概略を〔別紙1〕にリスク分担表として示すが、原則として入札公告時に公表する入札説明書に添付する工事契約書(案)に詳細に規定し、最終的に工事契約書で確定する。

4.3 対象業務における要求水準

事業者は、工事期間中に市が規定した要求水準を提供することが求められる。本工事及び本工事の対象となる施設に要求する性能等の水準は、今後公表する要求水準書等において示す。

4.4 本市による工事の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する業務内容の確認を目的にモニタリングを行う。

(1) モニタリングの内容

本市は、事業者が行う業務が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行い、本市で定める水準を満たさないことが判明した場合、業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

なお、その他、詳細なモニタリング方法及び内容等については、入札説明書等において明らかにする。

(2) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

4.5 サービスに対する対価の支払い

本市は、工事契約に従い、設計及び工事に対しその対価を支払う。

5. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1 施設の立地条件

	項目	内容
各種規制	都市計画区域	都市計画区域内
	用途地域	工業専用地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)
	防火地域	指定 無
	特別用途地域	指定 無
	悪臭	指定 有 (規制値の区分 A、臭気強度 2.5 相当)
	騒音	(第3種区域) 昼間:65dB 以下、朝夕:65dB 以下、夜間:55dB 以下
	振動	(第2種区域) 昼間:65dB 以下、夜間:60dB 以下
	その他の指定	いおう酸化物に係わる排出基準(K 値 = 2.34)

5.2 施設の規模等

項目	内容																								
対象水量	日最大計画水量 16,600m ³ /日(反応槽2池分)とする。 (平成19年度運転実績 日平均汚水量 約5,200 m ³ /日)																								
計画流入水質・放流水質	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>流入水質</th> <th>標準法時放流水質</th> <th>単位:mg/</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>200</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>150</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>95</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>T-N</td> <td>35</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>T-P</td> <td>4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		流入水質	標準法時放流水質	単位:mg/	BOD	200	15		SS	150	30		COD	95	-		T-N	35	-		T-P	4	-	
	流入水質	標準法時放流水質	単位:mg/																						
BOD	200	15																							
SS	150	30																							
COD	95	-																							
T-N	35	-																							
T-P	4	-																							
処理方式	標準活性汚泥法																								
反応タンク設備	<p>反応槽形状 幅8.0m×長60.0m×深4.5m×2池 散気設備、ゲート設備 1式 可能な範囲で、パルキング抑制、窒素及びリンの除去が可能なよう考慮すること。</p> <p>現在の運転上特記すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫化水素対策と汚泥の沈降性向上を目的として沈砂池に塩化第二鉄を注入している。 ・二次処理水を流入水に混合する流入水希釈法を採用している。 																								
最終沈澱池設備	<p>最終沈殿池形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1系 径23.0m×深2.5m×1池 ・2系 幅6.0m×長24.0m×深2.5m×2池 <p>汚泥の確実な掻き寄せが可能な施設とする。 掻き寄せ機設備、ゲート設備、汚泥引き抜き設備 1式</p>																								
送風機設備	散気装置の選定に伴い、散気装置目詰り防止に必要な空気ろ過機を必要に応じて設けること。送風機設備 1式																								
砂ろ過設備	砂ろ過本体及び補機類 1式																								
消毒設備	<p>処理水量に合わせ、自動的に注入量制御が可能な設備とする。</p> <p>薬品貯留設備及び薬品注入設備 1式</p>																								
配管設備	返送汚泥管、余剰汚泥管及び空気管等の配管設備について更新を行うこと。(埋設部を含む)その際、既設埋設部については屋外配管若しくはピット内配管とする。返送汚泥量及び反応槽空気量の把握が可能な設備とする。																								
電気設備	<p>(1)自家発電設備</p> <p>自家発電設備は、排水及び揚水能力が確保でき、処理機能が最小限に維持できるとともに本浄化センターの維持管理や保安上必要な負荷が確保できる容量を選定する。</p> <p>(2)中央監視設備</p> <p>CRT監視装置を設置し、対象施設の情報管理を行う(状態、故障表示、計測値指示及び帳票作成等)。これに伴い、既設中央監視設備(監視盤と操作卓の組み合わせシステム)にある対象施設の監視及び操作機能は停止する。</p> <p>新設するCRTの監視範囲は、対象施設、その他水処理設備及び脱水設備を除く汚泥処理設備の警報・監視項目を含むものとする。</p> <p>南部浄化センターでの監視及び操作を考慮したシステム構成を検討する。 CRT監視装置の設置場所は、基本的には管理棟設置とする。</p>																								

項目	内容
	(3)水処理及び送風機配電設備 対象施設の機械設備更新に伴う電気設備の更新とする。 (4)受変電設備、照明設備

5.3 既存設備等の使用に関する事項

本工事の実施に必要な用地及び設備等の使用について事業者は、本市の許可を得て、無償で使用できるものとする。

5.4 施設の整備要件等

本工事の対象施設及び機能等に係る要件等の詳細は、今後公表する要求水準書等において示す。

6. 本工事の継続が困難となった場合の措置に関する事項

6.1 事業者の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合

本市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、本市は工事契約を解除することができる。(詳細については工事契約において規定。)

6.2 その他の事由により工事の継続が困難となった場合

工事契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

7. 許認可等の取得に関する事項

本市は、事業者が工事实施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行う。

8. その他必要な事項

8.1 本工事に係る情報の提供方法

本工事に係る情報の提供は、本市のホームページを通じて行う。

8.2 募集の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い若しくは不正又は不誠意な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、又は競争を確保できないと認められる場合は、募集の執行延期、再公告又は中止等の対処を図る場合がある。

8.3 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び落札者の決定の過程において、応募者がいない、若しくはいずれの応募者も本市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本工事を DB 方式で実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

9. 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

10. 提出書類の取扱い

10.1 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、事業者選定結果の公表に必要な範囲で応募者の提案書の一部を無償で使用することができる。

10.2 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しない。

10.3 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事手法、工事材料及び施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

11. 環境への配慮

工事提案に当たっては、次のとおり環境への配慮を行うこと。

- ・省資源に配慮すること。
- ・省エネルギーに配慮すること。
- ・地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- ・周辺の生活環境（騒音・振動・交通安全等）に配慮すること。

12. 本工事に関する問合せ先

大牟田市企業局 経営企画課

所 往 地 〒836 - 8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電 話 0944 - 41 - 2850

F A X 0944 - 41 - 2842

電子メール hokubu-t@city.omuta.lg.jp

【別紙 1】リスク分担表

区分	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
共通	制度変更リスク	法令変更リスク	本工事に係る根拠法令の変更		
			本工事のみならず広く一般に適用される法令変更		
		税制変更リスク	消費税の変更		
			本工事に関する新税の成立、税制変更(法人税、消費税を除く。)		
			法人税の変更		
	許認可リスク	事業者が取得すべき許認可			
	社会リスク	住民対策	施設設置そのものに関する住民対策		
			事業者が実施する業務に関する住民対策		
		環境保全	事業者が実施する業務に関する環境対策(騒音、振動等)		
		第三者賠償	本市の帰責事由により第三者に与えた損害		
			事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		
			不可抗力により第三者に与えた損害		注 1
	経済リスク	物価変動リスク	契約期間中の物価変動		
		金利変動リスク	契約期間中の金利変動		
債務不履行リスク	本工事の中止・延期	本市の方針によるもの			
	不可抗力リスク	不可抗力による事業者の損害		注 1	
設計段階	計画・設計リスク	測量・調査リスク	本市が実施した測量、地質調査等の不備		
			事業者が実施した測量、地質調査等の不備		
		設計リスク	本市が提示した与条件の不備		
		事業者が実施した設計の不備			
	設計変更リスク	本市の指示による設計変更による追加費用			
		事業者の設計変更による費用増加			
建設段階	建設リスク	工事完成の遅延	本市の指示等により契約期日までに本施設が完成しない場合		
			事業者の帰責事由により契約期日までに完成しない場合		
			不可抗力により契約期日までに完成しない場合の追加費用		注 1
	工事費増減	本市の指示による工事費の増加			
		事業者の帰責事由による工事費の増加			
		不可抗力による工事費の増加		注 1	
		仕様未達	完成検査において仕様未達が発見された場合		
	施設瑕疵リスク		施設の瑕疵が発見された場合(瑕疵担保期間中)		
		施設の瑕疵が発見された場合(瑕疵担保期間外)			

注 1) 不可抗力による場合、事業者の負担は次のとおりとする。

- ・設計及び建設期間：事業者の増加費用及び損害額が設計及び建設費の 100 分の 1 に至るまで

施設見学・資料閲覧申込書

大牟田市企業管理者 西山 安昭 殿

申込者 会社名 _____
所在地 _____
担当者氏名 _____
所 属 _____
連 絡 先 _____
電 話 _____
F A X _____
電子メールアドレス _____

「北部浄化センター改築更新工事」に関する施設見学及び資料の閲覧に以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所属部署	施設 見学	資料 閲覧	希望日時 (例: 月 日 時頃)

(参加箇所に を付けて下さい)

【様式 2】実施方針に関する質問書

平成 年 月 日

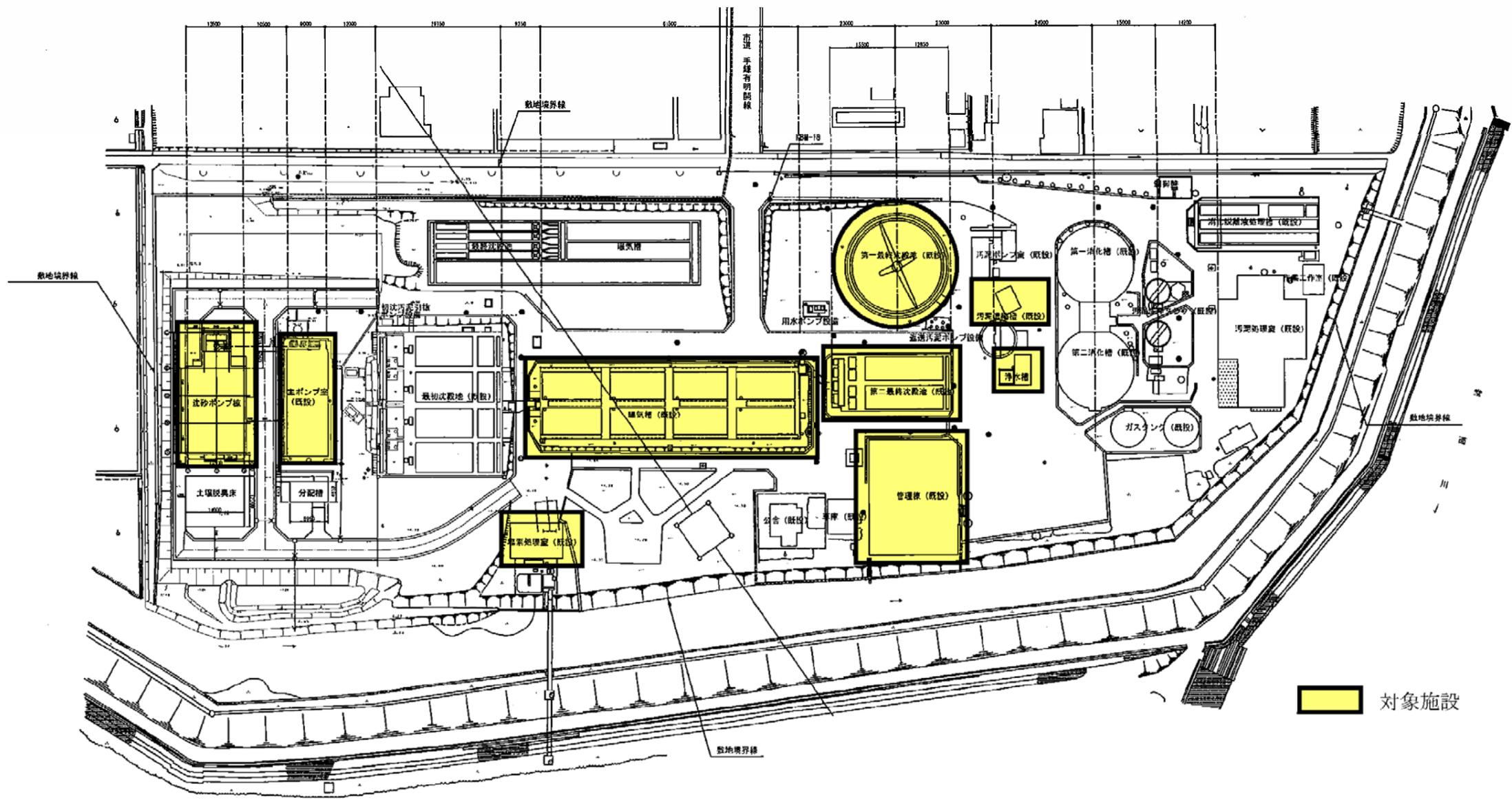
実施方針に関する質問書

大牟田市企業管理者 西山 安昭 殿

「北部浄化センター改築更新工事」の実施方針について、以下のとおり質問を提出します。

会社名	
所在地(住所)	
質問者氏名	
所属	
電話	
F A X	
電子メールアドレス	

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					内 容
			章	節	項	(1)、 (2) など	、 など	
例	対象施設及び対象業務	21	1	2	4			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								



対象施設

事業名	大牟田市公共下水道事業計画変更認可		
処理系統名	北郷新築区		
区画名	北郷浄化センター	全体既設区	(暫定計画区)
縮尺	1/500	図面番号	— 平成 年 月
承認	日本下水道事業団大牟田支社	設計	日本水工設計株式会社 大牟田支社
承認	管理員 組長	監査	技術員